平成２９年（フ）第２２号
宮崎県都城市若葉町72号１番地東條マンション302
債務者　森田まゆみ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地３　市住2133
債務者　大田　順一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市上本町14番11号
債務者　坂井　路枝
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市宮里町1629番地６
債務者　井手上浩二
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、旧住所岩手県奥州市水沢区東大通り２丁目２番46号
債務者　高橋　慎吾
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４０号
富山市水橋肘崎570番地32　レッズ水橋102号、前住所富山市向新庄町２丁目16番57－210号　ミューズ
債務者　金田　悟美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
富山市婦中町砂子田81番地141
債務者　五十嵐ビルマこと　イガラシ　ビルマ　バルデス
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
長野県茅野市ちの239番地１　コーポエイトＢ202号
債務者　清澤　和徳
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２０号
長野県飯田市上川路855番地
債務者　宮崎　貴子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１７号
長野県上伊那郡宮田村3443番地26
債務者　下田　孝文
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第５号
兵庫県宝塚市高松町13番18号
債務者　平良　勇介
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目23番30号
債務者　三好　誉徳
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市道意町１丁目20番地　乾荘
債務者　松島　忠明
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市中殿町６番31－102号、前住所東京都中野区江古田４丁目37番１－204号
債務者　大山　麻紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１８号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目９番12号
債務者　シューズ　オットーこと　竹部　淺夫
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
兵庫県尼崎市西立花町５丁目７番３－104号
債務者　秋岡　一美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５号
熊本市東区月出２丁目６番57号　坂本コーポ11号室、前住所熊本市中央区黒髪２丁目17番10号　第１暁荘203
債務者　江上　房孝
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係